

「学問の自由」と国旗掲揚・国歌斉唱は両立せず

下 山 房 雄

●「アベ政治を許さない」

今日は2015年7月18日、澤地久枝さんが提案する金子兜太筆の文字スターを日本中に拡散する運動に和して、そのA3判ポスター「アベ政治を許さない」をわが家の壁に貼付した。

「アベ政治」の中核は、憲法9条を蹂躪して大戦力装備の軍事国家と成った日本が米軍の世界各地での戦闘に参加する「切れ目ない」途を構築することである。その途は、イラクで米兵を輸送する航空自衛隊の米軍支援行為を違憲と断じた2008年の名古屋高裁青山判決に照らしても、明確に違憲の途である。

集団的自衛権容認の閣議決定（2014年7月1日）に基づく戦争法案の提案、そして2015年7月15日における衆院での戦争法強行採決は、行政（内閣）と立法（衆院）が司法の違憲判断を完全無視した三権分立の破壊にはかならない。そして、その戦争政策と連動する経済政

策＝アベノミックスやら「教育再生」政策やらで、日本を破壊しようという多面的な政策が「アベ政治」だ。それらの矢継ぎ早やの連射で、胸がザワつきっぱなしの日々を送る近年が、天皇と同年生まれで82歳の私の生活だ。

いま私の住む神奈川県海老名市では、来年度からの中学校教科書の採択が急速問題になつてきている。

内野優市長は、かつての松沢神奈川県知事や中田横浜市長のような松下政経塾出身の極右政治家ではない。市議会で「教育の政治的中立性堅持－教育委員会の教科書採択への首長不介入」の言辞で市長に迫つた共産党議員の質問に対しても、明確に違憲の途である。

決めてしまい、現に採用している横浜、藤沢に先んじて、つまり神奈川県下の育鷹社新採択第1号の名乗りをあげようとしているのではとの観測が有力になつてきたのだ。この過程で私が書いた教育委員会メンバー5人に対する送った葉書文を以下に掲げておく。――

下山房雄

「内野市長が、安倍晋三内閣の『教育再生』政治を地方の場から推進する組織＝『教育再生首長会議』に早くから加わった

※7月24日追記 多数の傍聴者のもとで行われた海老名市教育委員会の教科書採択の議論と挙手採決が15科目にわたって行われた。私は、午前の国語、書写、地理、歴史、公民を傍聴。まず前三者が

委員5人満票で現在採用と同じ社のものに決まつた。問題の後二者については票が分かれた。歴史は3票が帝国書籍で現行の東京書籍に代わることになった。公民は現行と同じ東京書籍に3票で決定。それぞれ別の社に投票した2票も育鷹社、自由社ではなかつた。内野市長は教育再生会議への参加を極右的主張で正当化はせず、「つきあいで」と市議会答弁で述べ

ません。これでは、国際交流の機会が一層増大する今後の神奈川あるいは日本で生活するのに不適当な歴史社会認識しか習得されません。海老名市教育委員会が育鷹社版あるいはそれと同類の自由社版の教科書を採択することの無いよう願うものです。二〇一五年七月一二日

ていたのだが、教育委員会メンバー5人はどなたも今回は安倍教育再生政策に「つきあう」ことはなかつたのである。――

●国立大学への国旗掲揚・国歌斉唱強要問題

戦後冷戦開始に伴う政治の逆コースのなかで、学校式典における日の丸掲揚・君が代斉唱実現は、文部行政の中軸の一つであった。その非科学的国家主義君主主義思想で推進されてきた政治は、日の丸・君が代が侵略戦争のシンボルだった歴史を踏まえての教員組合の抵抗との深刻な紛争を招いた。

しかし今日、この組織的紛争対立は、小中高校式典においては文部省の意図百分実現という形で完了し、式典参加教員個々人の斉唱拒否、その行政的懲罰、それに抗する行政訴訟という形の紛争の戦線に交代した。

ところで、安倍政治の「教育再生」政策では国立大学までも国旗掲揚・国歌斉唱の百分実現の対象にしようとしている。15年4月9日の参院予算委員会において次世代の党の松沢議員が「国立大学が税金で賄われていて、国旗掲揚や国歌斉唱は当たり前だ」との質問に対し、安倍首相は「改正教育基本法の方針にのとり、正しく実施されるべき」と答弁、

さらに5月16日の国立大学学長会議で下村文科相が「国旗と国歌の取り扱いについて、適切にご判断いただきたい」と圧力をかけたごとくである。

この間に発表された文科省の資料によれば、国旗掲揚は既に86校中の74校が実施しており、国歌斉唱も15校が実施している。伝統のある旧7帝大ではさすがに行われている。

2004年に大学自主性を強めるとの虚偽の宣伝のもとに実施された国立大学独立行政法人化のもとで、運営交付金削減、教授会自治（労働者産業自治のさきがけ）庄毅などにより国立大学に対する行政指導を一段と強めた文科省の位置は、さらに第1次大戦中の学生徵兵猶予を文科系学生に限つて撤廃した学徒出陣措置を想起させる文科系学部の廃止指導の所まで進んでいる。人文社会の学問は国家に不要との野蛮思想の復活だ。この文科省は国立大学の位置関係のもとで、大学式典国旗掲揚・国歌斉唱率百分に向かって事態は進みかねない。

しかし、憲法が立憲主義の法典、つまり中世古代国家と違つて近代国家が権力者の恣意にはよらない「法治」国家であることが、この10年の9条護憲活動の広がりのものと理解してきた。かつては、弾圧立法＝悪法も国民が遵守すべきものとの文脈で法治国家が言われました。逆に立憲主義が、憲法上の人権は国家と個人の関係であつて私人問には適用されずとの1973年最高裁判決とそ

何よりも国家からの自由である。大学が学問の自由を具現する場であり、国立大学も大学である以上、国家からも自由という理念が貫かれねばならない。大学式典における国旗掲揚・国歌斉唱は全くふさわしくない。

第一次安倍内閣が強行した教育基本法はなお教育が「学問の自由を尊重しつ」行われねばならないことを謳つてゐることもある。国歌斉唱・国旗掲揚強制の学校行政は大学についてはもちろん、小中高校についても絶対中止すべきだ。

違憲の戦争法案を强行する安倍首相が「学問の自由の尊重」をなお謳う改定教育基本法をあえて挙げて国立大学式典の国家主義化を勧奨していることは、彼が法治国家とか立憲主義の原則を無視躊躇して極右行政を行つていることを意味している。

ともあれ「学問の自由」の憲法規定は何よりも国家からの自由であり、大学式典で国旗掲揚・国歌斉唱が許されないのはまちがいないことだ。近代社会で許されないことを強行しようとする極右政治とは、なお闇わねば!!

（しもやま　ふさお／下関市立大学
名誉教授）

□□□

れに寄与したとされる宮沢・吾妻意見書（1963年三菱樹脂が学生運動歴を理由に3ヶ月の試用期間後、高野達男さんを解雇したのを有効とする判決意見）のように企んだ形で、さらには企業内には憲法は適用されずとの思想差別・組合差別によるものとして理解されたりもした。